

貝塚市公用車広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、貝塚市有料広告の掲載に関する要綱（平成19年1月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、貝塚市が所管する公用車（以下「公用車」という。）に、広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申し込み資格)

第2条 広告掲載の申込みは、大阪府内に事業所、事務所又は店舗等を有する個人、法人又は市内の地域産業、商店街、市場若しくは専門店の連合会で、かつその業務内容が明確な者に限り行うことができる。

(広告の募集)

第3条 広告の掲載者の募集は、広報及び市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載位置及び掲載料等は、別に定める。

(広告の掲載方法等)

第5条 広告の掲載方法は、広告の内容を表示した、脱着が可能なマグネットシートを公用車に貼り付ける方法によるものとする。

2 前項のマグネットシートの材質は、広告掲載期間中に車体からはがれ落ちないものとする。

3 広告の掲載及び撤去は、広告掲載の承認を受けたもの（以下「広告主」という。）が行うものとし、その作業を行うときは、公用車の使用に支障が生じないように、市と協議の上、作業日時を決定するものとする。

(広告の作成等)

第6条 広告の作成は、広告主の責任において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。

2 広告主は、広告の掲載又は撤去を行おうとするときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないように市と協議の上、日程及び工程を決定し、市の指示に従って施工するものとする。

(広告掲載基準等)

第7条 掲載する広告物は、要綱第3条及び次の基準のすべてに適合するものでなければならない。

- (1) 車両運行上の支障とならないもの
- (2) 発光、蛍光又は反射効果を有する材料を使用しないもの
- (3) 交通事故を誘発し、又は交通の安全を阻害しないもの
- (4) 都市景観との調和を損なうおそれのないもの
- (5) その他市長が特に必要と認めるもの

2 市内に事業所、事務所又は店舗等を有しない個人又は法人については、要綱第3条第13号に規定する市税とあるのは、国税とする。

(広告主の選定)

第8条 広告の募集数を超える応募がある場合の広告主の選定は、抽選によるものとする。この場合において、市内に事務所、事業所又は店舗等を有する者を優先して抽選するものとする。

(広告物の修復)

第9条 天災その他の不可抗力による毀損又は破損及び第三者による広告物の毀損、盗難、遺失等については、市はその責を負わない。この場合、広告主は再度、広告を制作し、掲載するものとする。ただし、市の責に帰すべきことが明らかな場合は、この限りでない。

2 経年劣化による色褪せ、剥がれについては、広告主の負担により修復するものとする。

(広告の掲載期間)

第10条 広告の掲載期間は、1年とする。ただし、市長が特に必要と認める場合には、1年未満とすることができる。

2 前項の掲載期間には、広告の貼付及び撤去の期間を含むものとする。

3 広告主は、広告の掲載期間を更新する場合は、広告掲載の終了日の1月前までに継続の申し込みをしなければならない。

(広告料の納付)

第11条 広告主は、掲載期間の広告料を市が規定する期日までに、市の発行する納入通知書で前納により一括納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。

2 前条第1項ただし書に該当する場合は、月割(1月に満たないときは1月)で計算し、納付方法については、前項を準用する。

(広告内容の変更)

第12条 広告主は、広告掲載期間中に、広告内容を変更しようとする場合は、市の審査を受け、その承諾を得なければならない。

(広告主の責任)

第13条 広告主は、広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。市は、第三者に対する損害については、いかなる理由があっても一切その責任を負わない。

(禁止行為)

第14条 広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 市の広告掲載業務の運営及び維持を妨げる行為

(2) その他市長が掲載者として不適切と認める行為

2 広告主は、広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはなら

ない。

(広告掲載の取り消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料が納付されないとき。
- (2) 広告主又は広告の内容が法令に違反しているとき又はそのおそれがあるとき。
- (3) 広告主の責に帰する社会的問題を起こしたとき。
- (4) 広告主が前条に規定する禁止行為を行ったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、公用車への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 広告主は、広告掲載期間中において、広告掲載を取りやめようとする場合は、事前に市長に書面を提出しなければならない。

(原状回復)

第16条 広告主は、第10条に規定する広告掲載期間が満了したとき、又は第15条により掲載の承認を取り消されたときは、速やかに広告を撤去し、公用車を原状に復さなければならない。

2 広告主が、前項の規定により速やかに広告を撤去しないときは、市長は、公用車から広告を撤去することができる。

3 広告の掲載、撤去等により、公用車の塗装等に損害が生じた場合は、広告主がその修復費用を負担するものとする。

(還付)

第17条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 前項ただし書に該当する場合における還付する掲載料は、納付された広告掲載料から広告を掲載した期間(1月に満たないときは1月)を差し引いた額を月割で還付するものとする。この場合において、返還額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第18条 広告主は、広告掲載の決定を取り消された場合において、当該広告掲載に係る有益費等の費用について、市に対してその補償を請求することはできない。

(補則)

第19条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。